

(仮称)「富士見市協働によるまちづくり講座」(出前講座)実施方針(案)

平成 16 年 4 月 1 日、市民参加と協働を基調とした自治の推進を図ることを目的とし、富士見市自治基本条例が施行されました。

本条例では、その基本原則として、第 3 条(情報の共有の原則)において、「市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有することを基本とする。」と規定しています。つまり、市民参加と協働のまちづくりを進めるためには、市民と市が相互に情報を提供したり発信することで、意思の疎通を図り、パートナーとしての信頼関係を深め、対等な関係を築きながら進めていくことを基本に据えています。また、条例第 9 条(市の責務)第 2 項では、「市は市民に対し、まちづくりに関する情報及び学習の機会の提供に努めなければならない。」と規定していますが、その取組みで考えられるものとして、条例の解説では、具体的に出前講座の実施があげられています。さらに、平成 19 年 3 月の「富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会からの提言書」において、「市民によりわかりやすい情報提供の推進(行政情報の提供の充実)」及び「協働の取組みの推進(市民力を高める取組み及び市役所力を高める取組み)」の中で、また、富士見市生涯学習推進基本計画(平成 13 年 6 月策定)では、展開する施策の柱の中で、いずれも行政の出前講座の実施が明記されています。

このように、市民参加と協働のまちづくりに向けた取組みとして出前講座の実施について指摘がされていますが、それは、出前講座が単に市政の情報公開と市民と市の情報の共有化の手段として期待されているだけでなく、私たち職員一人ひとりの学習の場、自己研鑽の場としての貴重な機会として捉えることができます。

したがって、平成 19 年度において、次のとおり、市職員による出前講座の実施に向けた取組みを全庁的に進めることとします。

1. 推進体制について

出前講座の実施にあたっては、庁内各部局の副部長級職員で組織する「富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会」を推進母体とし、全庁的な取組みを図っていくものとします。

庁内委員会の役割

- ・ 出前講座の制度の検討・立案
- ・ 講座の内容(以下、「講座メニュー」という。)の検討・協議・立案
- ・ 庁内説明会の開催
- ・ 講座メニューの見直し・提案

2. 市民の視点での制度づくり

出前講座は、市民に利用されてこそ、はじめて実効あるものとなります。その意味では、市民の意見などを聴きながら制度を構築していくことも大切です。

このため、市民で組織する「富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会」において、庁内委員会と連携しながら、制度等の検討をしていきます。

3 . 各担当課等の取組み（講座メニューの企画・作成）

講座メニューの企画・作成にあたっては、全職員が自らの課題として捉え、講師の役割を担うという意識に立ち、1課1担当1講座の企画をめざすものとします。

各担当課等の取組み

- ・ 出前講座メニュー企画書の作成
- ・ 出前講座の実施（講師の派遣）
- ・ 出前講座メニューの見直し